令和６年９月 27 日

市政記者クラブ　様

住宅都市局住宅部住宅企画課
加藤、古立　TEL:972-2941
（国土交通省と同時発表）

名古屋市の分譲マンション管理適正化に向けた取組が第 36 回「住生活月間」功労者表彰の国土交通大臣表彰を受賞！

国土交通省では、国民の住意識の向上を図り、豊かな住生活を実現するため、毎年 10 月を「住生活月間」と定め、総合的な啓発活動を展開しており、その行事の一環として、住意識の向上、ゆとりある住生活の実現及び建築物の質の向上を図るため、各分野において活躍した個人又は団体に対し、功労者表彰を行っています。

このたび、**名古屋市の分譲マンション管理適正化に向けた取組が評価**され、**国土交通大臣表彰を受賞**しましたのでお知らせします。

記

表彰対象となった事業及び功績の概要

対象事業	功績概要
名古屋市におけるマンションの管理適正化に向けた取組	政令指定都市として**全国初**となる**「マンション管理状況届出制度」**及び**「マンション分譲計画届出制度」**を令和４年度に創設し、築年数に関わらず、全てのマンションの管理状況の的確な実態把握に務めている。 また、届出情報に基づき**様々な支援制度を実施**しており、平成２７年度からマンション管理組合からの申請に応じた専門家派遣事業を実施し、令和４年度から管理不全予備軍のマンション管理組合に対して市職員とマンション管理士が**“押しかけ訪問”**を行う助言指導事業を開始するなど、他の模範となるマンションの管理適正化に向けた総合的な支援体制を構築しており、優れた創意工夫により住環境の向上に大きく貢献した。

（参考）第 36 回住生活月間中央イベントの合同記念式典及び表彰式
日　時　令和６年 10 月５日(土)　午前 10 時 30 分
場　所　サンメッセ香川（香川県高松市林町 2217-1）

管理状況届出制度や支援制度、セミナー等の案内パンフレット

押しかけ訪問を行い適正管理に取り組まれたマンションの事例

名古屋市住宅供給公社による修繕工事発注支援

名古屋市におけるマンションの管理適正化に向けた取組

政令指定都市として全国初となる、マンションの管理状況の届出制度の義務化

※新築マンションについては、分譲事業者に対する「分譲計画届出制度」の義務化も実施しております。

マンション管理状況届出制度

市内の６戸以上のマンションの管理者等（理事長等）は、管理状況を市に届出が必要

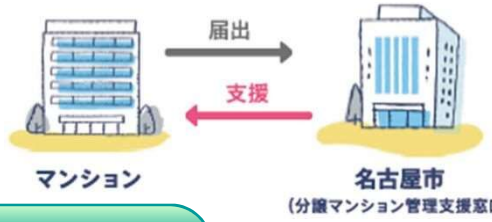

分譲マンション管理支援窓口

届出の受付から分譲マンションの管理に関する制度や相談先を案内可能なワンストップ窓口を開設（名古屋市住宅供給公社内）

届出情報に基づき、様々な支援制度へ

届出情報に基づき抽出

相談に基づき、様々な支援制度へ

ヒアリングに基づき、様々な支援制度へ

助言指導事業

管理不全予備軍マンションに対するプッシュ型支援として、市職員とマンション管理士が“押しかけ”訪問

管理組合向けの様々な支援制度

管理組合の様々なニーズに対応した多様な支援メニューを創設

専門家相談窓口

■分譲マンション管理相談

マンション管理士が管理組合の運営、管理規約、長期修繕計画の見直しなどの相談に対応

■修繕工事に関する発注支援

修繕工事にノウハウのある名古屋市住宅供給公社の職員が業者の選定方法、業者のリストアップなどの相談に対応

■ライフサイクルシミュレーション相談

住宅金融支援機構の職員が建物規模、築年数などに応じた「平均的な大規模修繕工事費用」、今後40年間の「修繕積立金の負担額」の試算等を実施

専門家派遣

■外部役員派遣

管理不全の兆候がみられるマンションに対して、マンション管理士を継続的に派遣し、組合の設立や立て直し等を実施

■専門家派遣

マンション管理士が現地を訪問、理事会などで助言や情報提供を実施

■長期修繕計画作成支援

マンション管理士が現地を訪問、長期修繕計画の作成を支援し、理事会などで長期修繕計画の内容を説明

■再生アドバイザー派遣

再生アドバイザーが現地を訪問し、理事会などで助言や情報提供

補助金等

■修繕工事の融資に対する利子補給

（独）住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォーム融資を受ける際に、融資額を対象として利子補給を実施

■再生検討支援

建替え、改修、敷地売却などに向けた基礎的な調査や手法検討などの経費の一部を補助